会 議 録

会議名		第1回相模原市廃棄物処理施設専門家委員会				
事務局		環境事業部 廃棄物指導課 内線(2844)				
開催日時		平成18年3月30日(木)午後2時~4時15分				
開催場所		消防指令センター3階 会議室				
出席者	委員	3人 (別紙のとおり)				
	その他	6人 (大林専任参事、加藤参事(兼)清掃施設課課長、他4人)				
	事務局	6人(小星部長、廣田次長、岩田課長、他3人)				
公開の可否		■可 □不可 □一部不可	傍聴者数	0人		
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由						
会議次第		相模原市南清掃工場建替え整備計画事業に係る 生活環境影響調査書について				

審議経過

小星環境事業部長あいさつの後、村田委員長から開会のあいさつがあり、委員2名の欠席が報告された。

事務局より傍聴者がないことが報告された。

- <相模原市南清掃工場建替整備計画事業概要等について>
- ○:専門家委員 ●:事業者(清掃施設課)
- ・相模原市南清掃工場建替整備計画事業概要等について清掃施設課から説明(略)
- 〇相模原市南清掃工場建替整備計画に係る設備仕様の説明の中で「5社平均」とあるがその内容を知りたい。
- ●見積設計図書を提出させた5社の設計平均値を示したものです。
- 〇その5社の実績、技術力はどうか。
- ●実績の差は1件~8件とありますが、技術的には差はないと考えています。
- 焼却灰の最終的な処分方法はどうするのですか。
- ●焼却灰等(一部は薬剤処理)はスラグ化し、再利用を計画し、利用できないものは、最終処分場で埋め立て処分します。
- 排煙処理装置があるが、例えば、処理後の硫黄酸化物10ppmはどのように確認するのですか。
- ●市の立会いのもと、性能確認試験を行い確認します。引渡し時から5年間の性能保証です。
- ○脱臭設備の活性炭の処理はどうするのですか。
- ●活性炭の寿命は半年から1年と言われているが、能力が落ちたら活性炭メーカーで焼き直して再生炭として再利用します。
- ○活性炭は専用のものですか。どのような活性炭ですか。
- ●銘柄等による性能差はないと考えておりまして、一般的な活性炭を使用することとなります。
- ○処理設備の能力についてはどのように管理していくのですか。
- ●廃棄物処理法で精密機能検査の実施が3年毎に義務付けられています。 5年間の性能保証期間に瑕疵があれば、その時点で保証させていきます。

以上で相模原市南清掃工場建替整備計画の発注仕様書についての質疑は終了し、事業者側 (清掃施設課)は退席した。

く生活環境影響調査書及び縦覧結果について>

- ○:専門家委員 ●:事務局(廃棄物指導課)
- 生活環境影響調査書及び縦覧結果について廃棄物指導課から説明(略)
- ○騒音振動に対して、現在の状況から見て生活環境への影響はないと判断する。但し、左側に第 一種中高層住宅地域があることから、この部分について地上1.2mだけでなく高所での予測を

行い、基準値以下であることを示しておくことが望まれる。

- ●新施設の建物高さと同じ高さ40mにおける騒音予測を行い、直近地点において夜間の環境基準値を下回っております。
- 〇水質汚濁について、今調査しないと向こう50年やらないという意見があるので、対応を考えておく必要がある。
- ●公共用水域における水質調査等は、環境保全部局で毎年実施しており、異状が確認されれば、随時然るべき対処を行っていく。
- ○ダウンドラフトに関連して、煙突の高さが100mでダウンドラフトはないと考えているのか、また、どの程度の影響があるのか気になる。
- ●国の指針に基づき、ダウンドラフト影響については、煙突の高さが建物の高さの2.5倍以上あれば、気象条件、排出諸元に係らず無視できるとされています。今回の建物高さの最大は40mなので2.5倍の煙突高(100m)を確保すれば周辺建物によるダウンドラフトの影響は無視できると判断しました。
- ○大気の一般環境調査のうち、二酸化硫黄については、平成12年度が不適合になっているのが 気になる。
- ●二酸化硫黄について、平成12年度は、三宅島の噴煙の影響によるもので、それ以外は環境基準を超えたことはありません。
- ○調査書の表について最初にまとめが記載されているが、個々の評価は後段にあるのか。
- ●最初に全体の評価結果をまとめた表としたもので、個々の具体的な評価は後段に記載されています。
- ○臭気について、平成14年2月の専門家委員会においては、煙突の様に高さがある発生源は、 悪臭防止法の二号規制でなく、従来の大気拡散計算で算出した方がよい。
- ●煙突の排出口からの拡散計算については、当初は大気汚染防止法の硫黄酸化物に係るK値 規制のやり方をしていたが、現在は悪臭防止法において計算方法が示されているので、それに 従って予測しています。
- 〇臭気濃度の測定は、法定の方法以外にも簡易な試験方法があるので、今後は検討した方が良い。
- ●簡易試験法については検討します。
- ○新施設の予測と現施設の実測に基づく影響の分析について、新施設稼動後は、現施設は停止 する旨を記した方が良い。
- ●建替整備ため、新しい施設の稼動に伴い、旧施設は停止し解体するが、その旨を明記すること は検討します。
- ●新しい施設が出来上がれば、同時稼働はしないということで議会でも説明をしています。
- ●建替整備のため、新しい施設の稼動に伴い、旧施設は停止し解体する旨を、届出書の添付資料として明記させます。
- ○臭気強度については、予測には反映させない項目だが載せるなら、その測定方法を記すべきである。
- ●一般的測定方法であり、現地調査の一部としてみていました。
- 〇出すからには、その根拠を提示できるように配慮すべきであり、調査結果は何でも出すのでは なく予測に対応するように精査すべきである。
- ●臭気強度については、削除を検討いたします。また、誤字等についても併せて修正を指示しまして、届出書のなかで対応したいと考えています。

- 〇脱硝設備に使用される未反応のアンモニアが漏洩した場合、そのアンモニアの脱臭処理は難しい。また、サンプリングや測定についても、注意を払う必要がある。
- ●このことは、脱硝設備の維持管理の徹底を事業部局へ伝えると共に、性能確認試験において 確認していくこととなります。

<まとめ>

- ●ご審議ありがとうございました。今後は、廃棄物処理法に基づく届出書が提出されることになりますので、今回委員の皆さんから出された意見を参考にさせていただきたいと思います。また、今日の本委員会の議事録につきましては、相模原市HPでの公開を考えております。 臭気強度についての削除及び誤字脱字等で生活環境影響調査書の訂正があった場合は、その訂正後に委員長と調整させていただきます。
- ○委員長: 今回の相模原市南清掃工場建替整備事業に関する生活環境影響調査書は概ね妥当 と判断する。

以上をもちまして本委員会を終了いたします。

相模原市廃棄物処理施設専門家委員会委員

氏名		備考	出欠
村田	徳治	(株)循環資源研究所 所長	出席
田村	明弘	横浜国立大学工学研究院 教授	欠席
中明	賢二	麻布大学大学院 名誉教授	出席
細見	正明	東京農工大学工学部 教授	欠席
小松	繁	(社)におい・かおり環境協会 顧問	出席